

計算書類は、定時株主総会の承認を要するか

当社は、事業年度末日を3月末とする会社ですが、昨年10月に募集株式の発行によって、資本金を2億円増加し、資本金は6億円になりました。資本金の額が5億円以上の会社は、一定の要件を満たせば、計算書類について定時株主総会の承認を受けなくてもよいと聞きましたが、今回の総会から承認を受けなくてもよいのでしょうか。当社は、公開会社で取締役会を設置していますが、監査役は1名で会計監査人は設置していません。



資本金の額5億円以上または負債の総額200億円以上の会社は、会社法上大会社とされ、定時株主総会に提出する計算書類につき、監査役の監査の他に会計監査人の監査を受けなければなりません。そして、取締役会設置会社において会計監査人および監査役（会）の監査報告に適法である旨の記載がある場合は、計算書類については定時株主総会の承認を必要とせず、その内容を同総会に報告すればよいこととされます。しかし、大会社か否かの判定は、最終事業年度に係る貸借対照表を基準に行うとされていますし、ご質問の会社は会計監査人を設置していないとのことですから、従来どおり会社法438条の規定に従い、計算書類について本年6月の定時株主総会で承認を受けなければなりません。なお、ご質問の会社のように、公開会社が大会社となりますと監査役会の設置義務もありますので、本年の株主総会では、監査役会を設置するための監査役の選任（3人以上とするため）および会計監査人の選任が必要となります。

解 説**1 資本金の額の増加による大会社への移行**

会社法上、大会社とは、①最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上である、または、②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であることとされています（会社26・二十四）。

ここで、最終事業年度に係る貸借対照表というのは、会計監査人設置会社で定時株主総会の承認を要しない場合は、その定時株主総会に報告されたもの、会社の成立後最初の定時株主総会までの間は、その成立の日の貸借対照表をいいます（会社26イかっこ書）。

したがって、期の途中で資本金の額が増加して5億円以上になったとしても、前述のとおり定時株主総会で承認または報告される貸借対照表上で5億円以上となったことが確定して初めて大会社と判断されることになります。

したがって、資本金や負債の額が増加して大会社になるのは、定時株主総会の終結の時ということになります。

2 会計監査人の監査**(1) 会計監査人の選任**

資本金の額5億円以上または負債の総額200億円以上の会社（以下、「大会社」といいます。）、または監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社（資本金の額等にかかわらず）は、計算書類およびその附属明細書について監査役の監査のほか会計監査人の監査を受けます（会社327⑤・328・436②）。会計監査人は株主総会の普通決議で選任され、監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容は、監査役（会）が決定し、取締役会が株主総会に議案提出します（会社329①・344）。

選任の普通決議は、取締役や監査役の選任と異なり、定足数の下限の

制限（議決権を行使できる株主の議決権の3分の1）はありませんので、定款で普通決議の定足数を排除していれば、それによることになります。

この場合、監査役が2人以上ある場合は、過半数をもって、又、監査役会設置会社においては、監査役会が決定することになります。

会計監査人は、大会社または監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社における計算書類等を会計の専門家としての立場から、監査する職務を担いますので、その資格は公認会計士または監査法人にかざられています（会社337①）。

(2) 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされます（会社338①）。会計監査人になるのは、専門家である公認会計士または監査法人に限られ、1年ごとに交代するということは少なく、法も株主総会で別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなすとの規定をおいています（会社338②）。したがって、再任しないときは、その定時総会に再任しない旨の議案を提出してその承認を得なければならず、会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は監査役（会）が決定します（会社344）。

(3) 会計監査人の解任

会計監査人はいつでも株主総会の普通決議をもって解任することができます（会社339①）。会計監査人の解任に関する議案の内容は、監査役（会）が決定し、取締役会が株主総会に議案提出します（会社344）。会計監査人の任期は、前述のとおり選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされていますから、これまでの会計監査人に辞めてもらいたいときは、解任しなくとも、会計監査人を再任しない旨の決議をすることでよいこととなります（会社338①）。したがって、株主総会で会計監査人を解任するのは、臨時株主総会に限られるといってもよいでしょう。

このように、会計監査人は株主総会の普通決議で解任することができ

ますが、総会決議がなければ会計監査人を解任できないとすると、例えば、公認会計士1名のみが会計監査人であって、その公認会計士が重病で辞任の意思表示もできなくなったような場合、臨時株主総会を招集しないと解任できないことは、費用や時間の面から非効率です。そこで、法は、会計監査人が、①職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき、②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないときは、監査役(会)が会計監査人を解任できるとしています(会社340①④)。

この解任には、監査役が2人以上ある場合、または監査役会設置会社では、監査役全員の同意が必要とされます(会社340②④)。この規定により、会計監査人を解任したときは、監査役(監査役が二人以上ある場合は、監査役の互選による監査役、監査役会設置会社では、監査役会が選定した監査役)は、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告しなければなりません(会社340③④)。

(4) 会計監査人の欠けた場合の措置

会計監査人が欠けた場合または定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役(会)は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければなりません(会社346④⑥)。こうして選任された会計監査人を仮会計監査人ということがあります。この規定があるので、会計監査人である公認会計士が死亡した場合、病気等によって辞任した場合、または、会社法340条の規定によって監査役(会)が、会計監査人を解任した場合等、その任期中に会計監査人が欠けたときにも、会計監査人を選任するために臨時株主総会を招集することもなく、仮会計監査人を選任することができます。

この仮会計監査人も、選任手続が異なるだけで、業務内容は株主総会で選任された会計監査人と同様ですから、その資格要件は、公認会計士または監査法人に限られます(会社346⑤・337)。

3 計算書類等の監査

(1) 計算書類等の監査手続

会計監査人の監査を受けなければならない会社では、取締役は、計算書類およびその附属明細書を監査役（会）および会計監査人に提出しなければなりません（会社436②）。会計監査人は、計算書類およびその附属明細書を受領した日から原則として4週間以内に、会計監査報告の内容を監査役（会）および取締役に通知しなければなりません（会社436②、会算規130）。監査役（会）は、会計監査人の会計監査報告を受領後、原則として1週間以内に、監査報告の内容を取締役および会計監査人に通知しなければなりません（会社436②、会算規132）。

(2) 株主総会の承認が不要の場合

計算書類については、原則として定時株主総会の承認が必要ですが、会計監査人を設置している会社で一定の要件を満たすものは総会での承認は不要となり、取締役会の承認だけで計算書類は確定します（会社439前段）。この場合には、確定した計算書類を定時株主総会に報告しなくてはなりません（会社439後段）。

そのためには、会計監査人設置会社で、取締役会設置会社である会社が、会計監査人と監査役の監査を受け、取締役会が承認した計算書類が会社の財産および損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当することが必要となります。

法務省令が定める要件は、①会計監査報告の内容に無限定適正意見が含まれていること、②会計監査報告に係る監査役（会）の監査報告に相当でないと認める意見がないこと（各監査役の意見の付記を含みます。）が主要な点です（会算規135一～三）。

その他に、会社法では「みなし監査制度」（監査役が監査期限内に監査報告の内容の通知を取締役等にしない場合は監査役の監査を受けたものとみなすという制度（会算規132③））により監査を受けたものとみなされたものでないことという要件もあります（会算規135四）が、これはあまり

例がないと思われますので、上記①および②が実質的な要件ということになります。

4 監査役会の設置の要否

会社法は大会社に会計監査人の設置義務を課していますが、大会社であっても非公開会社であれば、監査役会の設置義務を課していません(会社328)。しかし、ご質問の会社は、公開会社であり、従来から置いている監査役が1名だけであるとのことですので、大会社になったことにより、監査役会を設置する必要があります。

そのため、この定時株主総会で、定款に監査役会を設置する旨の規定を設けること(会社326②)と、監査役会を設置するに足りる人数、社外要件を満たした監査役候補者を監査役選任議案として立てる必要があります。監査役会設置会社となるためには、監査役の人数は3人以上で、そのうち半数以上は社外監査役であることが必要であり、また、監査役会は、監査役の中から1名以上の常勤監査役を選定しなければなりません(会社335③・390③)。

株
主
一
四
七

(吉田清見)

(剰余金の処分・配当)

利益処分案、損失処理案は廃止されたが、従来これらの議案の中で処理されていた決議事項はどうするのか



当社では、従来、役員賞与を利益処分案の一部として株主総会の承認を経て決定し、会計上は未処分利益を減少させる方法で処理してきました。会社法の下では、剰余金の配当の権限を取締役に委譲することができることとされましたが、そのように取締役会で剰余金の配当ができるように定款に定めれば、役員賞与も取締役会かぎりで決定することができるようになるのでしょうか。当社は、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社ではなく、監査役会および会計監査人を設置している会社法上の大会社です。



旧商法で計算書類のひとつであった利益処分案・損失処理案は、会社法では廃止されました。したがって、従来、利益処分案の中で扱われてきた役員への賞与の支給は、役員への報酬その他の職務執行の対価の支払と同様に、定款に定めを置くか、株主総会の決議を経る必要がでてきます。

ご質問のように、会社法は指名委員会等設置会社以外でも、一定の要件を満たす会社は剰余金の配当権限を株主総会から、取締役会に委譲することを認めました。

しかし、役員賞与は、剰余金から支給されるものではなく、その他の報酬等と同じく会社の費用として計上され、職務執行の対価としての性格を有するものとされました。そこで、剰余金の配当権限を取締役に委譲した会社においても、役員への賞与の支給は、取締役会で決定することはできず、定款で定めるか株主総会の決議を経なければなりません。

解 説**1 会社法での剰余金の配当****(1) 利益処分案（損失処理案）の廃止**

旧商法で計算書類のひとつであった利益処分案・損失処理案（旧商281④）は、会社法では廃止されました。その理由は、会社法の下では、剰余金の配当という新たな考え方が導入され、前期の利益（期間利益）を処分するという旧商法の考え方から、剰余金の配当は、その時点での分配可能額の範囲内でいつでも一定の手続を経れば可能になったからです。

したがって、従来利益処分案の中で、扱われてきた決議事項は、別の議案として株主総会の決議を経る必要がでてきます。

ご質問の役員賞与については、従来の実務慣行では、利益処分案の一部として処理され、旧商法下での役員報酬規制（旧商269④）には服さないと解されていました。

会社法では、職務執行の対価としての性格を有するものは、すべて役員報酬等として定款に定めを置くか、総会の決議を経るべきものとされ、賞与も明文で、その対象とされました（会社361）。定款に定めを置く会社の実例はほとんどありませんので、役員賞与の支給について、役員報酬等の一部として総会の決議を経ることが求められます。

(2) 役員賞与の性格

役員賞与が、利益処分案の一部として扱われてきたのは、役員賞与は、前期の役員の働きに対して支給されるものであり、前期の損益に連動するのがふさわしいと考えられてきたことに起因するよう思われます。

会計上も、未処分利益の減少として取り扱われてきました。

しかし、役員賞与は、役員報酬等の一部で、それに含まれるべきとの意見もあり、会計上も費用計上を求める声が高まってきました。平成17年に、企業会計基準委員会は、役員賞与の費用計上処理が強制される会計基準を公表しました（企業会計基準4号「役員賞与に関する会計基準」）

平成17年11月29日)。この基準は、会社法施行日以後に終了する事業年度の中間会計期間から適用されることとされています。

会社法は、役員賞与についても報酬と同じく定款で定めるか、株主総会の決議を経て支払うこととしましたが、その会計処理までは規定しておりません。しかし、役員賞与の費用計上の強制を求める会計基準は、賞与を剰余金から支払うことを認めておらず、賞与についても、その他の報酬等と同じ手続に服する旨を規定している会社法の規制と整合性をもっているように思います。

2 剰余金の配当権限

(1) 原則

会社法は、剰余金の配当を原則として株主総会の権限としていますが(会社454)、前述のように前期の利益の処分という考え方を大きく変更しましたので、期末ごとに開催される定時株主総会にかぎらず、臨時株主総会においても、剰余金の配当は可能になりました。

もっとも、事業年度末日の株主に配当をするという意味での期末配当という考え方は残っていますが、その原資は前期の利益ではなく、配当をする時点の剰余金ということになります。

剰余金の配当が、いつでも株主総会の決議により可能とというのは、剰余金の配当をするために臨時株主総会を招集するということは、小規模で株主数の少ない会社以外では現実的ではありません。そこで、年に何度も剰余金配当をする予定のある会社では、定款に次の(2)の定めを置くことになりましょう。

(2) 定款規定による例外

ア 取締役会への授権

会計監査人および監査役会を設置している会社は、取締役の任期を1年と定めたとうえで、定款に規定することにより、剰余金の配当(それ以外の行為もありますが、ここでは省略します。)を取締役会の権限とする

ことができます（会社459①四本文）。

なお、平成26年の会社法改正により、新設された機関設計である監査等委員会設置会社においては、上記の取締役の任期に係る要件が異なります。監査等委員会設置会社における取締役には、「監査等委員である取締役」と「それ以外の取締役」が存在し、前者の任期は2年（短縮不可）、後者の任期は1年（短縮可）と定められているためです（会社332①・③）。そこで、監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役の任期は1年を超えることとなりますが、それでも会社法459条1項の要件を満たすこととされています。

この定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令および定款に従い会社の財産および損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合にかぎり、効力を有するとされます（会社459②）。

法務省令で定める要件は、①計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見があり、②監査役会の監査報告の内容（および各監査役の意見の付記）として会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認める意見がないことです（会算規155）。

このように、取締役会の権限とした会社においても剰余金の配当のうち、現物配当で株主に金銭分配請求権を与えない場合は、原則どおり株主総会決議、それも特別決議が必要です（会社459①四ただし書）。

イ 株主総会権限の排除

また、上記アの定款規定を置くことにより、取締役会が剰余金の配当を決定することができますが、株主総会がもつ剰余金の配当決定権限をなくすことにはなりません。株主総会の権限を排除したい会社は、さらに剰余金の配当に関する取締役会決議事項を株主総会では決議しないことを定める必要があります（会社460）。この定款の定めも、最終事業年度に係る計算書類が法令および定款に従い会社の財産および損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に

かぎり、効力を有するとされます（会社460②、会算規155）。

定款にこの定めを置いた会社の株主は、会社に対して剰余金配当議案を株主総会の目的事項とする旨の提案をすることができないこととなります。ただし、同時にこの定款規定を削除する議案を提案することにより、剰余金の配当議案を提案することは可能です（郡谷他『会社法の計算詳解〈第2版〉－株式会社の計算書類から組織再編行為まで』358頁（中央経済社、2008））。

3 役員賞与議案

(1) 役員賞与の支給手続

会社法は、役員賞与について「報酬、賞与その他職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益」と報酬と並列に記載し、その支給について同じ規制の下に置いています（会社361）。これによって、報酬、賞与はもちろんその他の財産上の利益についても、定款に定めを置くか、株主総会の決議を経て支払わなくてはなりません。株主総会の決議において定めるべき事項については、平成14年改正商法を引き継いでいます。その内容は、①確定金額を報酬等とする場合はその金額、②不確定金額を報酬とする場合には、その具体的な算定方法、③金銭以外を報酬とする場合には、その具体的な内容です。②および③の場合には、議案を提案した取締役は株主総会において、議案内容の相当であることについてその理由を説明しなければなりません（会社361④）。

(2) 役員賞与の支給議案のかけ方

会社法の下では、役員賞与も、定款に定めを置くか、株主総会の決議を経て支払うこととなりますが、定款に定めを置くことは、報酬と同じく一般化しないでしょう。そこで、株主総会の決議を経て支払うこととなりますが、この議案のかけ方については、いくつかの方法が考えられています。

1つめは、毎年の定時株主総会に「役員賞与支給の件」という独立し

た議案をかける方法です。この方法は、旧法の下で利益処分案の一部として毎年株主総会に諮ってきたことと整合性はとれる方法です。決議要件は、旧商法下の利益処分案も、会社法下の役員賞与支給の件のいずれも普通決議ですから、従来との違いは、利益処分案の中に含まれていたか、独立の議案として決議されるかの点です。2つめは、過去に株主総会で決議を得ている報酬枠の範囲内で、固定的な月額報酬と、業績連動的な報酬（賞与に代わるもの）を支払う方法です。この方法によるのであれば、報酬枠の範囲内であるかぎり、毎年毎年、株主総会に議案をかける必要はないと思われます。注意すべき点は、月額報酬とあわせて報酬枠が十分にあるかどうかですが、さらに、報酬枠を月額で決議している会社においては、賞与に代わる報酬を支払う月の支払総額が、月額報酬枠を超えないようにすることです。この点の懸念をなくすためには、報酬枠を月額ではなく年額で決める方法に変更しておく方が無難でしょう。

なお、法人税法上、定時定額で支給される役員報酬は、原則、損金算入が認められますが、それ以外の報酬については損金算入が認められていませんでした。この点、平成18年度税制改正により、一定の要件を満たすものであれば、損金算入が認められるようになりました。

(宇佐美雅彦)